

## 記事資料

在ベトナム日本国大使館  
平成26年3月5日

件名：平成25年度日本NGO連携無償資金協力  
「最貧困層のための地場の食料確保と栄養改善事業（第2期）」  
贈与契約署名式

1. 3月5日（水）、日本政府は、在ベトナム日本国大使館において、公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン との間で、平成25年度日本NGO連携無償資金協力「最貧困層のための地場の食料確保と栄養改善事業（第2期）」の贈与契約の署名式を執り行った。

(1) 贈与契約締結額

447,652 米ドル

(2) 実施団体

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

### 2. 案件内容

(1) 経済発展に伴いベトナムは国全体としては豊かになった一方で、豊かな都市部と経済発展に取り残された少数民族の居住地の格差が拡大しており、ベトナム北西部のイエンバイ省でも深刻な問題になっている。その経済格差は、5歳未満の子どもの栄養状態にも大きく反映されており、同省等の農村部では子どもの栄養不良率は20%以上（国平均17%）、発育障害は33%（国平均29%）と上回っている。

こうした状況を踏まえ、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、平成24年度日本NGO連携無償資金協力を活用し、子どもの栄養不良を改善するため、イエンバイ省の中でも貧困率の高いバンチャン郡において、食料確保、現金収入の向上及び保健・栄養の知識技術改善の取組みを行い、村の女性に有機農業の知識及び技術を提供することでこの指導を受けた女性の9割以上が家庭菜園を開始する等の成果を上げてきた。

(2) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、昨年度の活動成果を踏まえ、引き続き平成25年度日本NGO連携無償資金協力によりこの取組を継続・展開し、イエンバイ省保健局及び農業農村開発局と連携して、イエンバイ省の中でも貧困率の高いバンチャン郡において、子どもの栄養不良を改善するため、食料確保（SRI (System of Rice Intensification) や栄養菜園の拡大、自然資源の利用を通じた食糧確保の多様化）、現金収入の向上（社会開発銀行との共同による小規模融資の促進、村の女性への会計・資金管理等の研修実施等）、保健・栄養の知識技術改善（妊産婦健診等の推進、郡・省保健局職員への子どもの栄養に関する研修実施等）及び環境教育の取組みを行う。

(3) なお、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、教育、防災、子どもの保護分野等において世界各地で活躍している日本のNGOであり、ベトナムにおいても、これまで子供の栄養改善事業や防災・減災等の活動に取り組んでいる。

(4) また、本事業は、母親や妊婦に保健・栄養の知識の普及を行う等女性を対象とする医療・保健分野の取組を強化するものであり、日本政府が現在積極的に行っている女性関連案件（ジェンダー案件）の支援でもある。

3. 署名式では、鈴木秀生 公使と公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 新井綾香 ベトナム事務所代表が贈与契約書に署名を行った。

4. なお、本事業は、日本NGO連携無償資金協力国際協力重点課題事業（アジアにおける貧困削減に資する事業）である。



署名式の模様



(参考) 平成 24 年度「最貧困層のための地場の食料確保と栄養改善事業」の実施風景  
(子どもの栄養改善のために栄養菜園にバナナを植えるタイ族の女性)

本件に関するお問い合わせ先

在ベトナム日本国大使館

担当：鈴木 書記官

電話：+84-4-3846-3000

FAX：+84-4-3846-3048